

# 液化石油ガス販売契約書、液化石油ガス法第 14 条の書面 改訂内容説明書

令和 7 年 3 月 1 日

一般社団法人福岡 L P ガス協会

L P ガスの商慣行是正に向けた制度改正が行われ、令和 6 年 7 月 2 日に販売度業者の過大な営業行為の制限と L P ガス料金等の情報提供の徹底が求められ、令和 7 年 4 月 2 日からは三部料金の徹底が施行されます。つきましては、改訂の主旨を本紙に反映させるために下記の点を取りまとめましたので L P ガス供給業者の説明の後、本紙も書面と共に保管ください。

3 ページ：

・各表の金額の単位は円です。①7-(2)の表題を当販売店が所有する供給設備一覧表とします。②8-(1)の表題を当販売店が所有する消費設備・機器一覧表とし、表中の月額利用料は「月額利用料(毎月の支払金額)」と改め、設備料金がある場合は表下段に合計金額を明記します。

・ (お客様チェック欄：□) を設け、販売店の説明後お客様にチェックを入れていただきます。

4 ページ：③ L P ガスのお届け方法について

・供給方式を 容器交換方式、バルク供給方式、質量販売 のいずれかであることを明記します。

4 ページ：④ L P ガスの料金について

・ L P ガスの料金は基本料金・従量料金・設備料金の三部制で表示します。

・料金改定は原則として変更後の販売価格の適用が開始される日の 1 ヶ月前までにお知らせします。

・下から 2 段以降の文書は削除し、次の文書を追加します→別途リース契約等(L P ガス消費機器に限る)により当販売店とお客様との間で貸与等に係る費用負担の方法について、双方の合意がある場合には、当該費用を設備料金として請求します。

・次の文書を追加します→※基本料金及び従量料金は別途お渡しする L P ガス料金表で、また設備料金は 3 ページ②8-(1)の月額料金欄でご確認ください。※従量料金で「原料費調整制度」を採用している場合は、L P ガス輸入価格の変動に応じ、従量料金の単価を調整させていただきます。調整額については、原則、適用日の前日までにお知らせしています。

5 ページ：ロ、従量料金の箇所で、原料費調整制度については、採用(します・しません)。を追加し、いずれかを明示します。

5 ページ：ハ、を設備料金と改め、次の文書を追加します→L P ガスを消費する場合に用いられる設備の利用に応じて別途の契約に基づきお支払いいただく料金です。

①設備料金に L P ガスの消費と関係がない設備の費用は含んでおりません。

②当販売店所有の消費設備をご利用される場合は、本書 3 ページ②の一覧表のとおり、設備料金が毎月発生します。

③②場合、お支払終了年月に達した時は支払い完了となり、当該設備の所有権はお客様に帰属します。

④ただし、集合住宅等においては、原則、設備料金はありませので 0 円または該当なしとなります。

5 ページ：(4)保証金についての箇所で、次の文書を追加します→その事由がなかった場合は、保証金を返金いたします。

6 ページ：(3)設備管理についてお願いの箇所で、消費設備の図から換気扇・排気口・給気口は削除します。

7 ページ：ロ、の箇所で、青文字部分を削除し次の文書を追加します→安全確保のために【所有者の負担と責任において】速やかに改善されますようお願いいたします。

7 ページ：(2)供給設備の所有に関する事項の箇所で、3 ページ契約書① 7-(2)当販売店が所有する供給設備一覧表に修正。

8 ページ：⑧消費設備の所有関係について

・(1)ただし、以降を次の文書に修正します→3 ページ契約書② 8-(1)当販売店が所有する消費設備・機器一覧表の消費設備等は、別途の契約により当販売店が貸与・リース・割賦販売し所有権を留保している設備です。に修正。

・(2)の2段目で、契約終了までの部分を次の文書に修正します→有償貸与及びリースの場合は販売契約の解除、当該消費設備の償却の終了、割賦販売の場合は完済など終了の年月まで、とします。

・下から2段以降の、貸与料・リース料・割賦料をいただいていない設備の場合も同様とします。の箇所を削除。

8 ページ：⑩LPガスの販売（供給）契約の解除について

・(2)の3段目冒頭に、(同意書の場合、意思を確認するため日付は特段の事由がない限り原則6ヶ月以内とします)を追加。

9 ページ：⑪販売契約解除時の消費設備等の取り扱いについて

・(1)の文書を(2)とします。(2)の文書は全文削除。

・(3)の文書を(1)とし、下記のように修正・追加します。

当販売店が割賦販売し所有権を留保しています消費設備については、やむを得ない事情がある場合などを除き、割賦未収金額又は時価相当額によりお客様に買い取り清算をしていただきます。ただし、お客様が賃貸契約の集合住宅居住者等の場合は除きます。なお、割賦未収金額の算定は次の式により行います。

また、時価相当額の計算方法は次項(3)の②の算出方法に準じて行います。

割賦未収金額＝3 ページ② 8-1 の設置費用－(開始年月日から解除前月までの月数×毎月の支払額)

9 ページ：⑫販売契約解除時の供給設備の取り扱いについて

・文頭に、**※お客様が賃貸契約の集合住宅居住者等の場合は除く。**と追加。

・(2)の文書の末文に、この場合の計算方法は、次ページ②の定額法による「時価相当額」または双方の話し合いによって決められた計算方法により清算することとします。を追加。

10 ページ：②注2：の下部に、なお、耐用年数は別紙に定めるもの（国税庁・主な減価償却資産の耐用年数表）に基づきます。と追加。

以上